

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

福 岡 文 恵

前 田 澄 子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、平成29年6月17日、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室において、大学生、ロースクール生及び若手法律家を中心とした参加者につき、法分野を中心としたアジアのための国際協力への興味・関心を高め、国際協力の仕事へのキャリアパスについて考える機会を提供するための公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」（以下「本シンポジウム」という。）を開催しました。

多くの関係者の方々のご協力の甲斐あって、本シンポジウム当日には131名もの参加者をお迎えし、大盛況のうちに終わることができました。

本稿では、本シンポジウムの概要を中心に、本シンポジウム開催までの経緯や開催後の取組み等についてご紹介いたします。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職らの私見です。

第2 本シンポジウムの開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、慶応義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育研究センター、公益財団法人国際民商事法センター等との共催による連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2017」の第一弾です。

本連携企画は、これまで法整備支援を知らなかった方を含めた学生を中心とする若い世代の方々に、法整備支援やアジア法研究について知ってもらい、当分野における次世代の人材を育成していくための企画です。2009年に法務省が主催したシンポジウムをきっかけとして始まり、2012年からは、①初夏に「入門編」となるセミナー、②夏に名古屋大学のサマースクール（本年は8月21日、22日に開催）、③秋には学生の発表が主体となる「学生シンポジウム」を行うという3部構成で本年まで続いてきました。

昨年からは、①の「入門編」セミナーを当部が企画・運営することとなり、本年は同体制となってから2度目の開催でした。また、当部は、本年10月には現在の大阪中之島合同庁舎から昭島市に移転することが決まっていることから、本シンポジウムは、2001年4月から約16年にわたって大阪中之島合同庁舎において続けてきた当部の活動の総仕上げの一つとして、大きな意味を有するイベントでした。

本年においても、昨年と同様、当部教官が関西地区のさまざまな大学、法科大学院、司法修習生、弁護士の先生方の下に直接足を運び、積極的に幅広く広報活動を行ってきまし

た。そのため、131名の方々にも本シンポジウムにご参加いただけたことは、今後もよりよいイベントを開催していこうという大きな励みとなりました。



当日の会場の様子

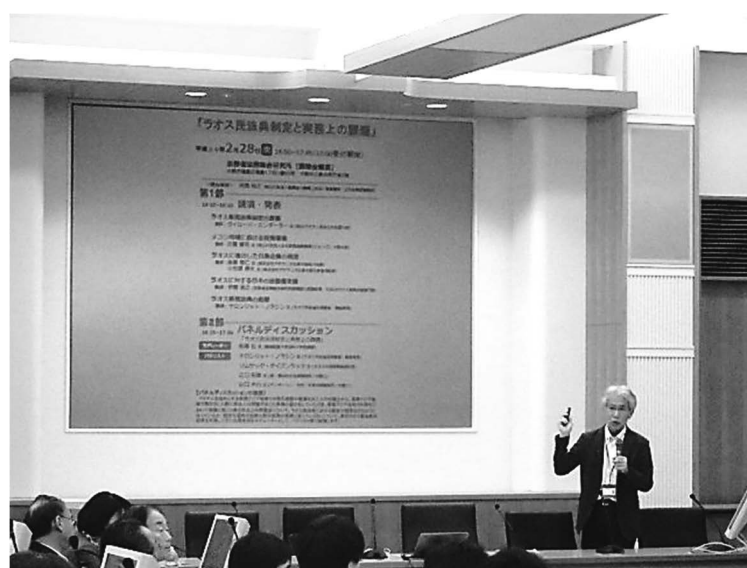
第3 本シンポジウムの内容

1 冒頭挨拶

本シンポジウムは、当部部长・阪井光平からの「Let's ICD！（法律面での国際協力してみませんか。）」をキャッチフレーズとした冒頭の挨拶から始まりました。

阪井部長からは、ラオスに対する民法典の起草支援を例に挙げ、様々な形で法律面での国際協力が進んでいることをご紹介いただいた上で、誰がその担い手になるのが本日の1番のテーマである旨お話しいただきました。

本シンポジウムには、大学生、大学院生（ロースクールを含む。）、司法修習生、検事、弁護士等、実に様々な立場の方にご参加いただきましたが、阪井部長からは、それぞれの立場において、どういう形で法律面での国際協力に関わることができるのかをぜひ考えてほしい、本シンポジウムをそのきっかけにしてもらいたいとのメッセージを、力強く語っていただきました。



冒頭挨拶の様子

2 導入講義「法整備支援へのいざない」

第1部は、本職らによる導入講義「法整備支援へのいざない」です。

本職らはいずれも元々は検察官であり、本年4月に当部に異動となるまでは刑事事件ばかりを扱ってきたのであって、法整備支援分野に関しては、まったくの初心者でした。そのため、初心者である我々が、参加者の方々に対して法整備支援とは何かについて語るのには、おこがましいのではないかという気持ちが当初はありました。しかし、徐々に仕事を覚えていくうちに、初心者である我々だからこそ、これまで法整備支援について知らなかった若い世代の方々に対し、法整備支援活動の内容を分かりやすく説明し、同活動の魅力を伝えることができるのではないかと考え直し、準備を進めてきました。

この導入講義では、まず、前田において、我々が所属する国際協力部について紹介がなされた後、法整備支援とは何かについての説明がなされました。当部の業務である法整備支援とは、法律の整備が不十分であったり、法律が存在してもきちんと運用されていない国に対し、法律を作ったり、法律の運用体制を改善したり、法律家などの人材育成を行うための支援です。

法整備支援に関する説明に続き、このような法整備支援を日本が海外の国々に対して行う意義についての説明がなされ、その後、法整備支援にはどのような人々が携わっているのかという、この分野に興味をお持ちの方々にとって、関心の深いお話が続きました。JICAの法整備支援のプロジェクトを実施するに当たっては、JICA職員はもちろんのこと、法務省、日弁連、弁護士、大学の法学研究者などがJICAと協力して活動を進めており、それぞれの携わり方についての説明がなされました。JICA職員、法務省、弁護士、大学の法学研究者の法整備支援への具体的な携わり方については、第2部ないし第4部のパートをご覧くださいければ詳細がお分かりいただけます。

導入講義の後半では、福岡から、主な支援対象国であるベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアに対して当部が行っている法整備支援活動の具体例について、国別に説明がなされました。

説明にあたっては、なぜ各支援対象国において、法整備支援を受ける必要があるのかという必要性を述べた上で、それぞれの国において実施されている法整備支援活動の概要の説明がなされました。

いくつか例を挙げますと、カンボジアでは、1975年から1979年にかけて、ポル・ポト政権による自国民の大量虐殺が行われ、生き残った法律家はわずか数人となりました。その大量虐殺と内戦の結果、カンボジアでは、法典等が散逸し、法律家の大半は殺害されてほぼいなくなったことから、基本法の起草や法律家の人材育成が急務となったのです。そのため、カンボジアでは、約20年近くにわたって、民法や民事訴訟法等の基本法の起草支援、法律実務家の人材育成支援、成立した法律を適切に運用していくための支援が続けられています。

また、インドネシアでは、多くの法律や条令が存在しているところ、それらの間で

矛盾が多数生じており、どの法律・条令を信じていいのかが分からず、インドネシアに進出している日系企業が投資に不安を抱く要因となることから、それらの矛盾等を解消し、法令間の整合性を高めていくための支援等がなされています。

カンボジアやインドネシアだけでなく、現在当部が法整備支援活動を行っている対象国は、どの国も支援を必要としている理由をそれぞれ抱えています。我々が行っている法整備支援活動は、各国に寄り添い、そのニーズに応えるという重要な活動であり、それだけやりがいのある仕事なのだということを、参加者の方々にお伝えすることができたのであれば幸いです。

3 基調講演「法整備支援に携わって」(林いづみ弁護士)

第2部では、知的財産権に関する分野を中心に活躍され、当部の活動にもご協力をいただいている弁護士の林いづみ先生から、「法整備支援に携わって」と題して、基調講演をいただきました。

林先生からは、まず、日本が近代国家となるための礎を築いた高橋是清についてご紹介いただきました。高橋是清は、日本において知的財産の制度の源を築いた、日本における近代法整備の元祖であるということで、林先生からは、高橋是清の人生についてユーモアを交えながらご紹介いただきました。その内容は、大変興味を引かれるものであったことに加え、日本も、現在の法制度を整えるまでに、高橋是清を始めとする様々な先人の努力があったのだということを、改めて実感させられました。

次に、林先生ご自身の法曹人生を振り返り、これまでのキャリアについてお話しいただきました。林先生は、修習終了後、検事に任官されました。検事として仕事をする中では、被疑者と向かい合って話をして、貧富の差や生活環境の差があること、また、そういう人たちと向かい合うことの重要性を感じたとお話しをいただきました。

検事を辞められた後は、渉外事務所で、弁護士としてのキャリアをスタートされました。そして、弁護士となって4年後には、提携先のサンフランシスコの法律事務所でお仕事をされたとのことでした。

林先生は、アメリカの法律事務所働くようになって、初めて「プロボノ」という言葉を知ったとお話しされていました。林先生が行かれたカリフォルニア州は、全米の中でもかなりプロボノ活動（法律家による公益活動）が盛んな場所で、年間ある程度の時間をプロボノ活動に割くことが義務とされていたそうです。また、林先生がサンフランシスコでの生活でもう1つ味わったこととしてお話しいただいたのは、「ダイバーシティ（多様性）」についてでした。林先生からは、アメリカでは、日本と異なり、「ダイバーシティ」といえば、まず人種のことであること、また、ダイバーシティの中でうまく課題を解決していく際に必要なのは、ディスカッションであり、アメリカではそれが常日頃から行われていたとお話しをいただきました。

その後、林先生が日本に帰国されたときには、2人のお子さんがいらっしまったとのことですが、日本の事務所に戻って弁護士として仕事を続けられ、その後、独立開

業されました。また、帰国後は、日弁連が実施していたベトナムの法整備支援プロジェクトや、薬害エイズ事件の弁護団等でもご活躍された後、2005年4月に、知的財産権に関するニーズを全国的に支える弁護士のネットワークとして、「弁護士知財ネット」を創立されました。

林先生のこれまでのキャリアについてのお話の後には、現在、林先生が携わっておられる法整備支援に関する活動について、ご紹介をいただきました。林先生は、現在、日本の特許庁が ASEAN、中南米各国に対して行っている知財関係の支援の研修や、インドネシアの法整備支援等の活動に携わっておられます。林先生が関わってこられた法整備支援の活動について、林先生からは、「法整備支援活動においては、双方向のコミュニケーションが重要である。我々の思い、思いやりを相手に分かってもらうためには、双方向のコミュニケーションが重要である。」とのお話をいただきましたが、このような、ご経験に基づく林先生の言葉は、法整備支援に携わる我々にとって、また参加者の皆様にとっても、大変示唆に富むお話だったのでないでしょうか。

御講演の最後には、林先生から、参加者の方々に向けて、「みなさんの潜在能力をこうしたプロボノの場につなぎ合わせて、法整備支援にぜひ参加していただきたい。」とのメッセージをいただきました。

2人のお子さんのご出産・育児を経ながら弁護士としてのキャリアを築かれた上、プロボノ活動として法整備支援の活動にもご尽力されている林先生のお話は、将来、法曹として、法整備支援に携わろうと考えている方々にとって、大変参考になるものだったのでないでしょうか。すばらしい御講演をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。



林先生による御講演

4 第3部「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」パネルディスカッション

第3部では、法整備支援にも様々な関り方があること、そして、法律に関わる分野での国際協力・キャリアパスにもさまざまなアプローチがあることをテーマとし、パネリストの方々にそれぞれのご経験、苦労話や法整備支援の魅力についてお話しいただきました。

パネリストは、法務省の入江淳子大臣官房付兼秘書課付（国際担当）、当部の松尾宣宏教官、北浜法律事務所の田島圭貴弁護士、大阪大学大学院法学研究科の地神亮佑准教授、JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームの松戸綾乃氏の5名であり、モデレーターを当部の伊藤浩之副部長が務めました。

第3部のパネリストの方々は、実に多種多様なバックグラウンドをお持ちであり、参加者の方々は、各パネリストの自己紹介を聞いただけでも、法整備支援活動には様々なキャリアパスがあることをご理解いただけたのではないのでしょうか。

入江課付は、検事任官後、2年間のアメリカ留学を経験され、外務省への出向、法務総合研究所（当部や国連アジア極東犯罪防止研修所の予算や人員等を担う部署）勤務等を経て、現在の大臣官房秘書課で勤務されています。

松尾教官は、ご自身の言葉で言うと、「30歳になるまでパスポートを持ったことがなかった」というドメスティックな生活を送っていたところ、柴田紀子氏（当部教官や副部長を経て、現在国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime。略称「UNODC」勤務。）の講演を聴講したことをきっかけに当部への異動を希望し、その希望が叶って当部に異動となり、主にベトナム、バングラデシュ、中国を担当し、セミナーの開催、研修プロデュース等様々な企画をされています。

田島弁護士は、大手渉外事務所においてM&A等を担当していたところ、アメリカ留学を経てインドの法律事務所に勤務し、更には所属事務所のホーチミンオフィスを立ち上げ、同所で勤務する傍ら、名古屋大学日本法教育センターで日本法非常勤講師として勤務され、現在は大阪市内の法律事務所勤務となり、クロスボーダーM&Aなどの国際案件等に携わっています。

地神准教授は、労働法と社会保障法を専攻されているところ、ラオスの法律人材育成強化プロジェクトに参加したことをきっかけとして法整備支援活動に加わることとなり、日本国内の研修や現地において、労働法ハンドブック作成の支援等に携わっています。

松戸氏は、フランスで修士を取得され、ネパール滞在経験を経て JICA に入社し、現職のガバナンスグループ法・司法チームにおいて、ベトナムの法整備支援、仏語圏アフリカの案件、国際機関連携等を担当されています。

パネルディスカッションでは、これら非常に豊富な経験を有するパネリストの方々から、それぞれのご経験に基づき、留学経験等で学んだこと、国際的な仕事に携わる上での困難な点、海外での活動の内容等、興味深いお話をたくさんお聞きすることが

できました。

本シンポジウムに参加された若い世代の方々は、法整備支援活動を含む国際的な仕事に就くことを希望している方が多いかと思います。そのような方々にとって、「日本を客観的に外から見ることができ非常に勉強になった。」「アリゾナロースクールの学生は、日本が地球儀のどこにあるかも知らないのが普通。日本は黙っていると、国際社会の中で本当に目立たない存在なのだということが非常に身に染みて分かった。」との入江課付のお話は、自分たちが立ち上がり、積極的に声を上げていかなければならないのだということを強く感じさせる原動力となったのではないのでしょうか。

また、英語は最低限身につけておくべきコミュニケーションツールだとして、英語の学習のみならず、支援担当国の言語も習得に向け、仕事の傍ら語学勉強に励み、TOEICでハイスコアを獲得した松尾教官のお話を聞き、本シンポジウム終了後から、語学力の習得に熱意を燃やしている方もきっと多いはずです。

ベトナムとインドでの生活を経験された田島弁護士からは、インドでの生活の苦労話や、弁護士としての日本での仕事とベトナムやインドでの仕事との違いについてお話しいただくとともに、ベトナムで実際に担当された案件の具体例を挙げながら、日系企業が投資しやすい環境を整備することのやりがいについて語っていただき、法整備支援活動の魅力を大いに伝えていただきました。

地神准教授からは、なぜ比較法の研究をするのかについてご説明いただき、その背景には文化や歴史、産業構造の違い等があること、法整備支援を行う上では、国と国との違いを比較し、どちらか良さそうな方を取り入れるのではなく、それぞれの違いには理由があることを前提に、その理由を考えつつ人材育成に関わらないと、法整備支援の中で法律の中身を学び、それを次の世代に引き継いでいくことが正確にできないと感じられたことなど、研究者としての立場から法整備支援活動を見た際の重要なポイントを教えていただきました。

JICA職員として法制度整備支援に関わり、他の国際機関との連携にも取り組んでおられる松戸氏からは、国際機関との連携に関する取組みについてお話しいただきました。その中で、日本の法整備支援プロジェクトの特色について、「非常に法遵守の文化を意識したアプローチであり、その国の考え方に寄り添い、その国の人たちが法を守るようになっていくために、意識を醸成する人材育成を常駐の専門家を置いて行っている。」とのお話がありました。他のドナー国の中には、自国の制度をただ押し付けるだけの国もあるところ、松戸氏にお話しいただいた日本の法整備支援プロジェクトの特色は、非常に価値のあるものだ改めて感じ、法整備支援に携わる者として、相手国の法の支配・グッドガバナンスが確立し、経済発展するための基盤を確立していくため、力を注いでいきたいという思いを強くしました。

その後、入江課付から、2020年に日本で開催される刑事司法分野における国連最大の会議である国連犯罪防止刑事司法会議、通称「 कांग्रेस」に関する告知がなされました。

今回のコンGRESは、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた犯罪防止・刑事司法及び法の支配を大きな全体テーマとするもので、50年ぶりに日本で開催されるとあって、今の段階から準備が着々と進められています。

このコンGRESには、ロースクール生のボランティアにも大勢参加してもらう予定とのことです。興味のある方には、是非積極的に参加していただきたいと思ます。

パネルディスカッションの最後は、会場との質疑応答の時間が設けられ、参加者の方々から多くの質問が寄せられました。キャリアパスを意識した質問や、法制度整備支援を進めていく上で達成しなければならない水準に関する質問、国連や JICA におけるルール・オブ・ローの適用範囲や、それを国民に浸透させていくための期間や方法等に関する質問など、ハイレベルな質問がなされ、各質問に対してパネリストの方々に丁寧に回答していただきました。

参加者の中には、本シンポジウム終了後、パネリストの方々に個別に質問に赴く方も複数おり、若い世代の熱意を感じ取ることができました（なお、本シンポジウムのアンケートでは、「質疑応答の時間を増やして欲しい」、「パネリストの方々に個別に質問する機会を設けて欲しい」等、様々なご意見をいただきました。今後のシンポジウムにおいては、ご指摘いただいた点を検討し、改善していきたいと思ます。この場をお借りして、アンケートへのご協力に感謝申し上げます。).



第3部のパネルディスカッションの様子

5 第4部「法整備支援の現場で働く法律家」パネルディスカッション

第4部では、法整備支援に関わる法律家の日常業務等を知ってもらうため、「JICA 長期派遣専門家あるいは JICA 専門員として働く弁護士の方を丸裸にする。」ことをテーマに、「法整備支援の現場で働く法律家」と題して、パネルディスカッションを実施

しました。

パネリストは、塚部貴子ベトナム長期派遣専門家、鎌田咲子ベトナム長期派遣専門家、元ラオス長期派遣専門家である棚橋玲子弁護士、枝川充志 JICA 産業開発・公共政策部国際協力専門員の4名で、モデレーターは、松本剛国連アジア極東犯罪防止研修所教官が務めました。塚部専門家と鎌田専門家には、ベトナムから、テレビ会議システムを利用してご参加いただきました。

まずは、各パネリストの方々から、それぞれ、自己紹介を兼ねて、現在のポストに就くまでの簡単な略歴をお話しいただいた後、実際に JICA 長期派遣専門家や JICA 専門員として働くようになって感じておられることについて、期待どおりだったことや、逆に期待に反していたことなどについて、お話しをいただきました。

塚部専門家は、検事任官後、10年以上にわたって検察官として捜査・公判の業務に従事され、当部の教官として約1年半勤務された後、平成28年4月から、JICA 長期派遣専門家としてベトナムに派遣されています。塚部専門家からは、ベトナムで仕事をされる中で、悩ましい点や課題であると感じていることなどについてお話しいただいた上で、その課題を克服するために重要なことは、「カウンターパートの方々との信頼関係を築くこと」であると仰っておられました。長期専門家として仕事をする上で重要な点を端的に伝えていただける、示唆に富むお話しをいただきました。また、ベトナムでの生活についても、ユーモアを交えて、ご自身の経験を語っていただきました。

鎌田専門家は、裁判官出身であり、裁判官として裁判所で仕事をされた他、2年間イギリスに留学した経験をお持ちであり、平成29年4月から、JICA 長期派遣専門家として、ベトナムに派遣されています。鎌田専門家は、赴任されてからわずか2か月ですが、日本で裁判官として働くときと、ベトナム赴任後の仕事の仕方の違いを語っていただきました。裁判官として日本で仕事をする際には、一人で法律のことを考えて事件の処理をしていけば仕事が進んでいくのに対して、ベトナムでは、ベトナム国内や日本とベトナムとの間等、様々ところで利害が対立する中でそれを調整し、支援の効果を上げていかなければならないという点に、これまでの仕事とは大きな違いがあるとのことでした。しかし、鎌田専門家は、大変なことがある中でも、「ベトナムの現場のことが少しずつ理解できるようになってきており、それを感じることができるのが今のやりがいである。」とお話しされており、派遣から間もないながらも、充実した日々を送られていることが、参加者の皆様にも伝わったのではないかと思います。

棚橋弁護士は、名古屋で、いわゆる町弁（町の弁護士の意）として5年弱の間仕事をされた後、JICA の長期専門家に応募し、2年間、ラオスで仕事をされていました。棚橋弁護士からは、長期専門家としてラオスに派遣されていた当時の経験を振り返って、大変示唆に富むお話しをいただきました。棚橋弁護士は、派遣された当初は、長期派遣専門家として非常にプレッシャーを感じておられたそうです。しかし、そのプレッシャーを軽くしたのは、ラオス現地のプロジェクトのグループメンバーからの「困

ったことがあったら、何でも言って。僕たちが助けるから。」という言葉だったとのことでした。棚橋弁護士は、このように現地のメンバーから声をかけられたことで、「みんなと一緒にやっていくプロジェクトだから、お互いに知恵を出し合いながら進めればいいということに気づくことができた。」と話しておられました。そして、それからは、専門家というよりもグループの一員のような目線で、グループのメンバーと接することで、プロジェクトを順調に進めることができたというお話しをしていただきました。「専門家」という肩書きを背負って現地に行かれた際のプレッシャーは、やはり相当なものがあるのだと想像します。しかし、法整備支援のプロジェクトは、相手国のカウンターパート機関と手を携え、日本と相手国が共同で成し遂げていくものなのだということを、棚橋弁護士のご経験から、伝えていただきました。

枝川専門員は、大学卒業後、JICAの職員として8年ほど仕事をした後、JICAを辞めてロースクールに入り、弁護士となったという経歴をお持ちです。現在は、JICA専門員として、JICA本部で仕事をされていますが、枝川専門員からは、長期専門家とはまた違った立場から、仕事のおもしろさや難しさについて、お話しいただきました。JICA専門員は、長期専門家として各国に派遣される方々とは異なり、1つの国に限らず、様々な国のプロジェクトの動きを見ることができ、ある国のプロジェクトで生じた問題を研究して、それを別の国のプロジェクトに生かすことができるといった点に、おもしろさがあると語っていただきました。その一方で、各国の現場の状況や、肌感覚を直に感じ取ることができない点が、難しいところであると感じておられるようでした。

4名のパネリストの方々のこれらのお話は、まさに、法整備支援の現場で仕事をされている法律家の生の声であり、仕事の内容、苦労や悩み、またおもしろさややりがいについて、ご参加いただいた皆様も、より具体的にイメージをすることができたのではないかと思います。

パネルディスカッションの後半では、4名のパネリストの方々が、それぞれ大学生の頃に何をしていたのか、また、自身の学生時代を振り返って、法整備支援の道に進むのであればしておけばよかったと考えておられることについて、お話しをいただきました。

塚部専門家や鎌田専門家からは、比較法学・法制史の分野に関する知識の重要性について、お話しをいただきました。塚部専門家は、「日本の制度や法律は必ずしも完璧ではないものの、紹介するにしても背景事情を知らなければ、質問されたときに、説明ができない、また、文化や風習が違うので、日本のものをそのまま受入れられるわけではないが、そのときに比較法学的な知識を持っていれば、いろいろな選択肢の提示ができるだろう。」と語っておられました。また、鎌田専門家からは、イギリスに留学されたときの経験を踏まえて、「自国の制度と他国の制度の違いを知り、その理由がなぜなのかを考えたことが、現在の長期専門家としての仕事に役に立っている。」とお話しいただきました。

また、語学の重要性については、第3部のパネルディスカッションでも語られたところではありましたが、第4部においても、塚部専門家や枝川専門員から、語学は重要であり、学生時代に勉強しておくべきであったとのお話がありました。

こういったパネリストの方のご経験に基づく、学生時代の過ごし方に関する具体的なお話しは、今後法整備支援の分野に足を踏み入りたいと考えておられる学生のみならず、みなさまにとっても、大変参考になるお話だったのでないかと思います。私自身も、改めて、これらの分野についての勉強を深めていきたいとの思いを新たにさせられました。

更に、塚部専門家からは、参加者の方々に向けて、「興味のあることにアンテナを張り巡らせて、いろんな人の話を聞いて、自分たちが学んでいることが将来どのように役に立つのかが具体的に想像できれば、それに向けて勉強する意欲が湧く、引き続き自分が興味のある分野で、いろいろな話を聞いて、いろんなことに参加してください。」との激励のメッセージをいただきました。

第4部のパネルディスカッションの最後にも、会場との質疑応答の時間が設けられ、参加者の方々から、チームとして働く際の仕事の仕方や、日本以外に法整備支援をしている国との間の調整等に関する質問が出され、パネリストの方からご回答をいただきました。時間の都合上、たくさんの質問をお受けすることはできませんでしたが、出された質問のレベルはいずれも高く、参加者の皆様の法整備支援への関心の高さを感じました。



第4部のパネルディスカッションの様子

6 閉会挨拶

本シンポジウムは、共催いただいた名古屋大学法政国際教育協力研究センターの小畑郁センター長の、法整備支援活動の次世代の担い手の方々に対する温かな激励が込められた閉会挨拶により終了しました。

小畑センター長がおっしゃるように、今後も当部は、これまでに築き上げてきたネットワークを広げ、ネットワークの中で議論して exchange し、それぞれの国でより良い法の制定や運用を目指していくため、関係機関の方々と共に前進し、成長を続けていきたいと考えています。

第4 本シンポジウムを終えて

おかげさまで、本シンポジウムは、131 名の方にご参加いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

本シンポジウムの目的は、冒頭でも述べたところですが、学生や若手法曹の方々に対して、法分野を中心としたアジアのための国際協力への興味・関心を高め、国際協力の仕事へのキャリアパスについて考える機会を提供したいというものでした。ご参加いただいた皆様に、法整備支援に携わるための様々なキャリアパスを知っていただき、一人でもこの分野に興味を持っていただいた方がいらっしゃれば、これ以上にうれしいことはありませんし、本シンポジウムが今後のキャリア形成を考えていく1つのきっかけとなることを、我々としては、願ってやみません。

最後になりましたが、お忙しい中、ご登壇をご快諾いただきました講演者・パネリストの方々、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨についてご理解いただき共催・ご後援をいただきました皆様、そして、広報活動にご協力いただきました各大学、法科大学院等の皆様には、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。